

宇部フロンティア大学 短期大学部

令和5年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

宇部フロンティア大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神、「人間性の涵養と実学の重視」に基づき、短期大学の使命・目的は、学則に明文化している。建学の精神及び使命・目的及び教育目的は、学長講話で学生に説明しているほか、ウェブサイト等で周知している。短期大学の個性・特色である「専門的な職業教育と社会貢献」を、使命・目的に反映し、きめ細かい教育を展開している。「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づき点検・評価を実施するなど、使命・目的及び教育目的の見直しを自律的に行っている。中期計画に、短期大学の使命・目的及び教育目的を反映させるために、五つの柱を立て具体的な計画を策定し、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映している。全学及び各学科は、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて、ウェブサイトやキャンパスライフガイドブック等に明示するとともに、オープンキャンパスなどでの説明等により学内外に周知している。入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って、適切な体制のもとで運用・実施している。安定した財政基盤の確立及び教育環境の整備・維持のため、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生の確保に努めている。

「学生支援方針」に基づき、教学マネジメント委員会による学修支援の他、学生生活支援、キャリア支援等の体制を整備している。教育目的達成のための施設・設備を適切に整備して有効に活用している。

〈優れた点〉

- 「学生支援方針」を定め、チューター制度や学生相談室などを整備し、学生の心身の健康に関する相談に応じ、助言を細やかに行っている点は評価できる。
- 図書館では、スチューデントワーカーの活用、学外館連携事業、学生協働活動、宇部市立図書館職員との意見交換会の実施といったさまざまな取り組みを行っており、それらの活動に学生が積極的に参加している点は高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

全学及び各学科のディプロマ・ポリシーを定め、ウェブサイトやキャンパスライフガイドブック等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定

基準を学則等に定め、キャンパスライフガイドブックなどで周知している。全学及び各学科のカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成しており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。大学との合同で教養教育を適切に実施している。FD・SD委員会を設置し、年数回のFD(Faculty Development)活動を実施している。教学マネジメント委員会により毎年度、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価を行うなど、学修成果の点検・評価の結果を踏まえた教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。

「基準4. 教員・職員」について

短期大学部学則及び運営組織規程により、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。大学と合同の大学評議会等のもとに学長の補佐体制を整備している。大学評議会、教学マネジメント委員会などの学長が委員長となる各組織や、意思決定を補佐する副学長を配置するなど、使命・目的及び教育目的の達成のための責任の明確化に配慮した教職協働による教学マネジメントの体制を構築している。学科の教員数及び教授数等は短期大学設置基準で定める必要教員数を確保している。FD・SD委員会が毎年度の計画に基づき実施するFD研修会などを通じて、教育内容・方法等の改善の工夫に努めている。教員研究のための附属施設を設置し、研究成果を発表する仕組み等の整備に努めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人及び短期大学は、寄附行為第3条に定められた目的のため、学則及び関連法規に基づいて運営を行っている。ブランド力の強化などの基本方針のもとに、令和2(2020)年度から5か年の中期計画を策定している他、令和4(2022)年度に、各所属の独立採算や経常収支差額の均衡等を基本方針として、毎年度の施設・設備整備計画も盛り込んだ5か年の財務中期計画を策定し、実績を反映した期中修正も行っている。環境保全や人権への配慮、危機管理等に関する体制は適切である。理事会は、寄附行為に基づき事業計画を確実に執行するように運営している。会計監査体制及び実施は、公認会計士及び監事により適切に行われている。

「基準6. 内部質保証」について

短期大学は、学則に基づき内部質保証に関する全学的な方針を明示している。大学評議会が、全学の内部質保証の責任を担い、方針を定めて、組織を編成して役割を明確化するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。各年度の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会より大学評議会に報告され学内で共有し、社会に公表している。「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて行った点検・評価を毎年度、報告書としてまとめるなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を自律的に行い、教育の改善・向上へつなげることに努めている。

総じて、短期大学は、建学の精神に基づく教育活動の信条として、「礼節、自律、共生」を掲げ、学生一人ひとりの自主的な学修支援や職業的自立に焦点を当てたきめ細かい教育

を展開している。また、短期大学ならではの専門的な職業教育と社会貢献を個性・特色とした教育研究活動を推し進めている。内部質保証の方針に基づく自己点検の機能を高めることによって学生の確保と経営基盤の安定化に努め、地域社会に貢献できる存在感のある短期大学であることに期待したい。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. キャリア支援センター及び就職課による支援
2. 3つのポリシーに関する点検・評価

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、「人間性の涵養と実学の重視」に基づき、短期大学の使命・目的は、学則第 1 条に具体的に明文化している。各学科の教育目的と教育目標を学則に簡潔に文章化している。使命・目的及び教育目的は、簡潔な言葉により学生に説明しているほか、ウェブサイト等で周知している。短期大学の個性・特色である「専門的な職業教育と社会貢献」を、使命・目的に反映し、教育のスローガンとして「あなたらしさを仕事力に」を掲げて、学生一人ひとりの職業的自立に焦点を当てたきめ細かい教育を展開している。

使命・目的、教育目的の適切性について、教学マネジメント委員会が毎年度作成する「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づき点検・評価を行い、その結果を「3つのポリシーに関するアセスメント報告書」としてまとめ、明らかになった課題を重点取り組み課題として取上げ、改善のためのアクションを組織的に実施することで適宜変化に対応した見直しを行うなど、社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを自律的に行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、変更の内容により必要に応じて教授会の意見を聴取し、大学評議会で審議し理事会で決定するなど、使命・目的及び教育目的の策定・見直しに役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、オリエンテーションやウェブサイト等で学内外に周知している。

中期計画に、短期大学の使命・目的及び教育目的を反映させるために、五つの柱を立てて具体的な計画を策定するなど、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映している。

教学マネジメント委員会がアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーの検証を自主的に毎年度行うなど、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。

短期大学の教育研究組織は、保育学科及び食物栄養学科の2学科で構成され、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学科の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、これをウェブサイトやキャンパスライフガイドブック等に明示するとともに、オープンキャンパスなどでの受験生、保護者や高等学校進路指導教員への説明等により学内外に周知している。

入学者選抜をアドミッション・ポリシーに沿って、適切な体制のもとで運用・実施している。その結果について、教学マネジメント委員会で策定されたアセスメント・ポリシーに基づいて検証している。

安定した財政基盤を確立して良好な教育環境を整備・維持するため、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生の確保に努めている。

入試問題の作成について、作問の一部を専門業者に委託しているが、その後の管理を短期大学で適切に行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する方針・計画として「学生支援方針」を策定し、これに基づく学生支援を行っている。教学マネジメント委員会等を設置し、それらの会議に事務職員が参加することによって教職協働による学修支援体制の整備を実現している。

チューターの役割を担った教員や助手による学修支援及び「学習支援プログラム」の実施等により、教員の教育活動を支援している。オフィスアワーを全学的に実施している。障がいのある学生に対しては、「障害学生支援規程」の制定等により支援体制を整えつつ、学生個々に対するワーキンググループでの支援に当たっている。中途退学、休学及び留年への対応策についても、教学マネジメント委員会のアセスメントに基づく対応策の検討、「学習支援プログラム」の実施、チューターの配置や学科会議での情報共有といった対策を講じている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

社会的・職業的自立に関する支援体制としては、就職委員会、キャリア支援センターや就職課を設置・整備している。これらが中心となって「求人票や進学情報の閲覧、就職先の検索やエントリーのためのパソコンの整備」「学生の進路状況の調査」「就職ガイダンスの実施」等の施策を通して学生の円滑な就職活動を支援している。保育学科及び食物栄養学科のいずれにおいても免許・資格取得のための校外実習を法令に沿って実施している。

就職・進学に対する相談・助言体制については、上述の就職委員会、キャリア支援セン

ターや就職課に加えて各学科の担当教員が加わり、書類作成対策、面接対策及び試験対策を指導する等適切に運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織としては、「学生支援方針」に基づいて学生課と学生生活委員会を設置している。学生生活委員会では学生部長が学生課と学生生活委員会を統括し、学生生活に関する校務を主導している。学生の心身に関する健康相談、心的支援や生活相談等の学生サービスについては、「宇部フロンティア大学学生相談室規程」に基づく「学生相談室」及び「学校法人香川学園事務組織規程」に基づく学生課管轄の保健室を設置して適切に運用しており、学生の利用頻度も高い。奨学金等の経済的支援に関しては、独自の奨学金として「フロンティア奨学金」「社会人奨学金」「推薦奨学生」「アドバンス奨学金」及び「島しょ部奨学金」を整備しており、これに公的奨学金を合わせることで学生への経済的支援を適切に実施している。このほか、学生会組織、サークル活動や大学祭への支援や年1回の保護者会の開催を計画・実施している。

〈優れた点〉

○「学生支援方針」を定め、チューター制度や学生相談室などを整備し、学生の心身の健康に関する相談に応じ、助言を細やかに行っている点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

キャンパス内に校舎、種々の付属施設、図書館、体育館、コンピュータ演習室や運動場などの施設・設備を適切に整備して有効に活用している。

教育目的達成のために演習室、実験室や実習室を適切に整備している。図書館は十分な蔵書及び閲覧座席を有しており、開館時間を含めた環境面の整備も適切に行われている。コンピュータ演習室は大学との共用ながら2部屋あり、学生総数に対して十分な数の学生

用パソコンを設置している。無線 LAN のアクセスポイントのエリアも拡大しており、学生の利便性向上を図っている。短期大学部のみで使用している施設である E 棟のバリアフリー化が未対応となっているが、大学全体としては概ね完了している。クラスサイズは概ね教育効果を挙げられる人数となっている。施設・設備の耐震化率 100%を達成しており、計画に基づいて安全性を適切に管理している。

〈優れた点〉

○図書館では、スチューデントワーカーの活用、学外館連携事業、学生協働活動、宇部市立図書館職員との意見交換会の実施といったさまざまな取組みを行っており、それらの活動に学生が積極的に参加している点は高く評価できる。

〈参考意見〉

○短期大学部のみで使用している施設である E 棟に関しては、バリアフリー化が未対応であり、整備計画の立案を含めた計画的な対応が望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見などをくみ上げるシステムとしては主に学生意見箱を用いている。学生意見箱は 2 週間に 1 度確認され、投書があった場合は関連部署の責任者が回答している。回答については、学長の承認を受けた後に学内掲示板に掲示して周知している。加えて、教職員にもメーリングリストを活用した情報提供を行っている。学生意見箱への投書数は学生数から見てもとても多く、学生意見箱に寄せられた学生からの意見をもとにした学修支援、学生生活及び施設・設備の改善に寄与している。学生意見箱以外にも、授業評価アンケート、チューター制度や教学マネジメント委員会への学生代表の参加といった種々のシステムを整備することにより学生の意見をくみ上げて、その結果を学修支援、学生生活や学修環境の改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的・教育目標を踏まえて学生が卒業時に身に付けている能力として、全学及び各学科のディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準についても学則等に定めている。これらは、ウェブサイトで公開するとともに、入学時に入学生に配付するキャンパスライフガイドブックにも記載し、周知している。卒業判定は、教授会において学生の卒業要件に係る科目の修得単位数の一覧をもとに行っている。このように、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準等を定め、周知し、適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

全学のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿うように各学科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトで公開するとともに、キャンパスライフガイドブックに記載し、オリエンテーションで周知を図っている。カリキュラム・ポリシーは、「ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため」に教育課程を編成していることをカリキュラムマップで明示して、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。各学科の教育課程は、短期大学の使命・目的及び学科等の教育目的及び短期大学の教育理念を重視し、体系的に編成されている。シラバス作成要領により記載のポイントを周知しつつ、教務委員によるシラバスチェックと学科長指導を実施している。教養教育の編成・実施に係る組織として、大学と短期大学の合同で教養教育委員会を設置し、教養教育を適切に実施している。教授方法の工夫の一環として、全科目でのアクティブ・ラーニング導入に取り組んでいる。FD・SD委員会を設置し、年数回のFD活動を実施している。

〈参考意見〉

○資格免許の取得に向けた履修の特質を考慮しつつ、学修の質の担保及び単位制度の実質化の観点から、年間履修登録上限単位数を設定することが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメント委員会は、「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を毎年度作成し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。エビデンス指標が多様に設けられ、「主観的学修成果」「客観的学修成果到達度」「入学後の追跡調査」「卒業後の追跡調査」に区分している。同委員会はアセスメント報告書を作成し、各点検項目に付随したチェック項目の点検・評価結果を、「所見」「アセスメント」「アクション」に分けて記述している。「アクション」の一部は、「重点取組課題」として、報告書の最初のページにまとめ、今後取組むべき課題を明確にしておき、翌年度の報告書で実績を明示している。学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善へのフィードバックに努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学長は、校務全般についての決定権を有する」と短期大学部学則及び運営組織規程に

定め、学長に最終的な決定権があることを担保している。学長を補佐する体制として、教務部長、学生部長及び入試広報部長を置き、教務部長と入試広報部長は副学長が兼務している。副学長は副学長選考規程に基づき、学長と理事長が協議した上で理事会において決定しており、その具体的な業務について「学長裁定」で明確に定めている。

短期大学の最高審議機関として、学長を議長とする大学と合同の大学評議会を置いており、短期大学運営の重要事項を審議し、学長が迅速に意思決定を行える体制となっている。また、学長は教学マネジメント委員会の委員長も務め、リーダーシップを発揮できる体制である。大学評議会や教学マネジメント委員会には職員が委員又はオブザーバーとして参加・関与しており、教職協働による教学マネジメントの機能性を保持している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学科の教員数及び教授数は、短期大学設置基準で定める必要教員数を確保している。

教員の採用・昇任は、「教員の採用手続きに関する規程」「教員の昇任手続きに関する規程」に沿って実施している。また、各職階の要件について、「教員選考基準規程」に基づいた「教員採用の審査基準及び昇任の審査基準」で定めている。教員の公募に際しては、短期大学が求める教員像を公募要項に明示するなど、適切に運用している。

FD・SDの実施方針に基づき、FD・SD委員会が毎年度計画を立てて、その一部を教学マネジメント委員会と連携しながらFD研修会を実施している。全学FD・SD研修会で取扱ったアクティブ・ラーニングの実践報告について、実践報告集として全教員に公開することで、各教員の教育改善のスキルとして活用できるように工夫している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の研修については、法人事務局が主催する研修、短期大学が実施する研修、外部研修への参加などを行い、職員の資質・能力向上を図っている。短期大学が実施するSDのうち、FD・SD委員会が企画するSD研修会には、副学長、入試広報部長、教務部長、学

生部長、学部長の参加を義務付け、教職協働の意識を醸成している。令和 4(2022)年度からは、FD・SD の実施方針を策定し、FD・SD 研修会年間計画を立案して、計画的に取り組んでいる。法人事務局が企画する研修会は、令和 3(2021)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見合わせているが、事務職員の業務知見向上に向けては、外部団体が主催する研修会への派遣を実施している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員には原則として 1 人 1 部屋の研究室を確保している。付属施設として、宇部フロンティア大学附属地域研究所を設置し、紀要・年報の掲載論文等の募集、発刊の業務を担い、毎年度電子版又は印刷物として出版することで、教員の研究成果を発表する仕組みを整備している。国が制定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って、「研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程」をはじめとする各種規則を定め、厳正に運用している。研究活動への資源配分として、専任教員全員に研究費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に法人の目的を示すとともに、就業規則で服務規律を定めている。また、ガバナンス・コードを策定し、理事会でその達成状況を点検し、その結果をウェブサイトで公表するなど、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。加えて、私

立学校法、学校教育法施行規則及び教育職員免許法施行規則で指定されている情報について、全てウェブサイトで公開している。

令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画を策定し、中期計画担当理事である理事長のリーダーシップのもとで中期計画の点検・評価を行い、事業報告書で結果を報告している。

環境保全や人権への配慮、個人情報保護、教職員のストレスチェック制度、危機管理に関する体制や諸規則を適切に整備し、国際交流に関する危機管理マニュアルも策定するなど、教職員・学生が安全かつ安心して活動できる環境を整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、年間 6 回を定例として必要に応じて臨時で開催しており、寄附行為に基づき事業計画が確実に執行できるように適切に運営されている。理事会開催前には理事長が法人各部門の長を招集し、事前の議事打合せや各所属の課題の共有を行うことで理事会の意思決定が戦略的かつ円滑に行えるように工夫されている。

理事の選任は、寄附行為の定めに従って行っており、理事のうち 1 人は常務理事として選任され、理事長を補佐している。また、外部理事も 2 人選任している。理事の理事会への出席状況は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の定めに従って学長を理事に選任しており、学長が理事長を兼ねることで法人と短期大学の意思疎通と連携を適切に行っている。理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境として、理事長自身が中期計画担当理事となり、中期計画の進捗状況の報告を求めるなど計画達成に向けて中心的な役割を果たしている。

監事の選任は寄附行為に定められたとおり適切に行われており、監事の職務執行状況、理事会・評議員会への出席状況ともに良好である。

また、評議員会に短期大学から学長、事務部長が選任されており、議事の審議を通して法人の意思決定をチェックしている。

評議員の評議員会への出席状況は適切である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度に、各所属の独立採算や経常収支差額の均衡等を基本方針として、学生・生徒・園児数を目標値に、単年度ごとの施設・設備整備計画も盛り込んだ 5 か年の財務中期計画を策定し、実績を反映した期中修正も行っている。資産運用については、適正かつ効率的な運用を目的に「学校法人香川学園資産運用管理規程」を定め、それに基づき毎年度資金運用管理方針を策定し、理事会の承認を受けて管理している。令和 4(2022)年度決算では、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額とも支出超過であり、過去 5 年間を見ても、収支バランスが確保されない状況が続いているが、学校法人全体の収支としては改善の傾向がみられる。

〈参考意見〉

○短期大学の経常収支差額は過去 5 年間のうち 4 年間で支出超過、基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額も 5 年間支出超過を示し、収支バランスが確保されない状況が続いているので、早急な対策の策定とその実施が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人香川学園経理規程」「学校法人香川学園資産運用管理規程」「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に基づき実施されている。また、施設の修繕等、予算に計上していない大幅な支出がある場合は、年度の途中で補正予算を編成し、評議員会、理事会に諮っている。また、学生生徒等納付金、補助金等で当初予算との著しいかい離が見込まれる科目については、年度末に補正予算を編成し、所定の手続きを行っている。

会計監査については、公認会計士及び監事による監査体制が整備されており、令和 4(2022)年度は、公認会計士による会計監査を年 4 回、監事 2 人による監査を年 1 回実施したほか、監事は理事会に出席して意見を述べている。監事による監査時には公認会計士

が同席し、会計士から監事へ詳細な報告を行い、両者の連携を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条第 1 項に、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。大学評議会規程第 2 条第 2 項に、「全学の内部質保証の責任を担い、内部質保証を推進する」と定め、内部質保証の責任体制を明確化している。

内部質保証方針に基づき、大学評議会、教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、IR 室、短期大学の各学科及びその他の組織の役割分担を明示して、内部質保証のための組織体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会の定める自己点検評価書の点検項目に沿って、自己点検評価書を対象年度の「エビデンス集（データ編）」とともに作成するなど、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。各年度の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会から、大学評議会に報告され、各教授会を経て、全学教職員に周知され、ウェブサイトで公表するなど、自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会に公表している。

IR 室を設置して、令和元(2019)年度より教学マネジメント委員会が実施している「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて点検・評価を行うための情報提供を行うなど、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組

みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年 8 月に大学評議会で定めた「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づき、毎年度、教学マネジメント委員会で点検・評価を行い、「3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」としてまとめている。アセスメント結果としてのアクションで特に重要なものは、重点取組み課題として抽出するなど、三つのポリシーを起点とした自律的な内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。

自己点検・評価などの結果を踏まえた中期的な計画に基づき、短期大学運営のために内部質保証の仕組みは概ね機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 短大が持っている物的・人的資材の社会への還元

A-1-① 地域との連携

【概評】

地域との連携として以下のような実績がある。まず、全学で実施している「高大連携」として、連携協定を結んでいる山口県立宇部西高等学校と同一法人内の附属香川高等学校とを対象とし、短期大学で開講している教養基礎 4 科目を高校生に履修する機会を提供して、単位認定している。

次に、食物栄養学科が「ふれあい食講座」を、授業で培った学生の栄養指導力を地域の食育に役立てることを目的として毎年開講している。近隣の高齢者を対象に講座の中で食事の提供と健康についての提案を行い、教員の指導のもと、学生が栄養バランスのとれた食事のレシピを考案し、試作を重ねながら、実際に調理したものを参加者に振舞うなど、地域の高齢者の食育の場としている。

また、食物栄養学科による「自治体・企業等との連携による商品開発」で、周南市との官学連携による地産地消促進事業として産地化を目指しているトマトを使った商品が販売された実績がある。複数の事業所と商品開発の協定を締結し、消費者の健康、ニーズ、栄養バランス等を配慮し、数々の弁当等の共同開発・商品化につなげた実績がある。

そして、宇部市との包括的連携協力協定に基づく「宇部市委託事業」において、保育学科が放課後児童支援員研修会を実施している。令和 4(2022)年度は 9 月～11 月にかけて 4 日間で五つの講座を開講し、59 人の受講者を対象に実施した。

上記を総合的に勘案すると、「短大が持っている物的・人的資材の社会への還元」は、きめ細かさを備えつつ十分な成果を挙げていると判断できる。特に、「自治体・企業等との連

携による商品開発」は複数のゼミが参加しており、学生にも十分な手応えを提供できている。今後、一層の縦横への展開と、更なる学生主体の活動の展開を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. キャリア支援センター及び就職課による支援

学生の就職・進学支援については、A棟1階にキャリア支援センターを開設している。キャリア支援センターには、国家資格であるキャリアコンサルタント有資格者の専任職員2人が常駐し、専門的な立場から、就職・進学指導を行っている。

キャリア支援センターには、企業等の求人票や全国各大学や短期大学専攻科、専門学校等から届いた編入学案内書や入学案内書類を配架し、学生が自由に見ることができるようにしている。進路資料掲示コーナーには、求人票や企業案内資料等を中心に過去の就職受験記録である「受験報告書」、就職試験対策マニュアル本、求人検索用パソコン、複写機（コピー機）等を整備している。

就職活動報告については、課外活動届の提出を義務付けて、学生の就職活動状況が詳細に把握できるようにした。

また、就職委員会において、進路・就職にかかわる情報共有や学生の進路・就職指導上の問題点等を挙げ、効果的な進路・就職指導及び支援のあり方を検討している。

2. 3つのポリシーに関する点検・評価

令和元（2019）年8月の大学評議会において、3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーを審議・決定した。このアセスメント・ポリシーは、3つのポリシーの実質化の方策を定めたもので、「『3つのポリシー』を検証する視点」、「検証の根拠となる各種データを組織的に収集・蓄積・分析する具体的手順」及び「検証に基づいて重点取組課題を抽出し、次年度の教育改善に生かすことによってPDCAサイクルを回すための年間スケジュール」で構成しており、チェックリストやそれに対応する根拠データに基づきアセスメントを行うこととしている。

このアセスメント・ポリシーを基に、教学マネジメント委員会でアセスメント報告書を作成し、実際のアセスメントを行っている。このアセスメント報告書には、アセスメント結果としてのアクションが記載されており、特に重要なものは、重点取組課題として抽出することでPDCAサイクルの実質化に取り組んでいる。